通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第１項及び労働関係調整法施行令第 10 条の４第１項の規定に基づいて、福岡県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第４項の規定に基づいてお知らせします。

１　開始日

令和８年 11 月５日以降

２　場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

３　要求事項

年末一時金等

令和８年 11 月４日

厚生労働大臣　上野　賢一郎

別　記

独立行政法人国立病院機構小倉医療センター、独立行政法人国立病院機構九州がんセンター、独立行政法人国立病院機構九州医療センター、独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター、独立行政法人国立病院機構福岡病院、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院、独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院門司メディカルセンター、国家公務員共済組合

連合会千早病院、独立行政法人地域医療機能推進機構ＪＣＨＯ久留米総合病院、独立行政法人地域医療機能推進機構ＪＣＨＯ福岡ゆたか中央病院、日本赤十字社九州ブロック血液センター、地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市立こども病院、地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市民病院、地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター、地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院、公益社団法人地域医療振興協会飯塚市立病院、社会福祉法人北九州市福祉事業団北九州市立総合療育センター、国立大学法人九州大学病院、学校法人久留米大学久留米大学病院、学校法人久留米大学久留米大学医療センター、社会福祉法人恩賜財団済生会福岡県済生会福岡総合病院、社会福祉法人恩賜財団済生会福岡県済生会八幡総合病院、社会福祉法人恩賜財団済生会福岡県済生会大牟田病院、一般財団法人平成紫川会小倉記念病院、公益社団法人福岡医療団、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院、同付属歯科診療所、公益社団法人福岡医療団たたらリハビリテーション病院、公益社団法人福岡医療団大楠診療所、公益社団法人福岡医療団城浜診療所、公益社団法人福岡医療団新室見診療所、公益社団法人福岡医療団粕屋診療所、公益社団法人福岡医療団たちばな診療所、公益社団法人福岡医療団千代診療所、公益社団法人福岡医療団須恵診療所、公益社団法人福岡医療団新飯塚診療所、公益社団法人福岡医療団田川診療所、公益財団法人健和会、公益財団法人健和会健和会大手町病院、同付属歯科診療所、公益財団法人健和会戸畑けんわ病院、公益財団法人健和会大手町リハビリテーション病院、公益

財団法人健和会健和会京町病院、公益財団法人健和会町上津役診療所、公益財団法人健和会大里おおかわ診療所、公益財団法人健和会大手町診療所、医療法人親仁会、医療法人親仁会米の山病院、医療法人親仁会みさき病院、医療法人親仁会中友診療所、医療法人親仁会中央診療所、くるめ医療生活協同組合クリニック南町、医療法人しんあい会・ひまわり会博多皮ふ科、医療法人しんあい会・ひまわり会ひまわりクリニック（以上、福岡県）、医療法人親仁会さかき診療所（熊本県）